

損害賠償の額の決定及び和解について

事故による損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

記

1 和解の相手方

市内在住 男性

2 和解の要旨

- (1) 本件事故に係る損害賠償の額を 993,340 円とし、上越市は、相手方に対し当該賠償金を支払うものとする。
- (2) 上越市及び相手方は、今後、本件事故に関する裁判上及び裁判外における、一切の異議、請求の申立てをしないものとする。

3 事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和 3 年 1 月 29 日 午前 11 時 19 分頃
- (2) 事故の発生場所 上越市遊光寺浜地内（県道 468 号線上）
- (3) 事 故 の 状 況 当市の職員が公務で庁用自動車を運転中、路面上の雪のわだちにハンドルを取られて操作不能となり、対向車線を走行していた相手方車両に衝突し、双方の車両が損傷したもの